

審議事項 「個人情報の外部提供について」

発言者	発言要旨
<p>会 長 総 務 課</p>	<p>審議事項「個人情報の外部提供について」説明を求める。</p> <p>現在、議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供について、過去3度の答申をいただいているところであるが、答申時には想定されていなかった未成年者の個人情報を含む議案が今後提出される可能性があることから、当該議案に記載される個人情報を外部提供することについて、再度意見を求めるものである。</p> <p>また、議案及び報告事項に記載される未成年者の個人情報の記載方法についてもご審議いただきたい。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>事務局で補足することはあるか。</p> <p>平成13年8月30日付の当審議会の答申において、訴えの提起における議案については、被告となるものの住所、氏名が記載されることは適当であるとの意見が示されている。当時の審議会の会議録を確認したところ、「被告となるものの住所、氏名は、裁判所に行けば知ることのできる情報である」、「訴えを提起する段階では事実関係が明らかになっており、公になっているので、公開すべきである」、「障害者等の記載は、配慮すべきである」、「議案には概要的な事しか記載されておらず、外部提供すべきである」との意見が出されていたため、参考に報告する。</p> <p>また、現委員から事前に「市が訴えを提起する段階では、その議案が最終的に決着しておらず、また、未成年者の場合には罪を犯したとしても実名等の個人情報は原則報道されることはないため、個人情報は、保護されるべきである」との意見が提出されているので、併せて報告する。</p>
<p>会 長 委 員 委 員 総 務 課 委 員</p>	<p>このことについて、何か意見等はあるか。</p> <p>未成年者の場合、学校生活におけるいじめの原因にもなりかねないので広く一般に公開すべきではないと考える。</p> <p>未成年者の定義とは何か。</p> <p>現在は20歳未満の者を指し、2022年の4月から18歳に引き下げられる予定である。原則として法定代理親権者の同意がなければ法律行為を行うことができず、同意なく行った行為は取り消しの対象となる。</p> <p>行為を行ったものが未成年者であれば、親権者はすべて併記するというこ</p>

総務課	<p>とでよいか。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>今回ご審議いただく内容では、被控訴人が未成年者にあたる場合、それに伴い法定代理親権者も連記する。</p> <p>したがって、仮に未成年者の名前を公表しない場合、法定代理親権者についても名前を公表してしまうと結果的に家族関係が分かってしまうので、被控訴人はA、法定代理親権者をBとして表記ができればと考えている。</p>
委員	<p>両者の名前を伏せるということによいか。</p>
総務課	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>住所は公表するのか。</p>
総務課	<p>「川口市在住」など、住民票のある市町村名を記載することを考えている。</p>
副会長	<p>確認だが、川口市個人情報保護条例第8条において、「実施機関は利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、提供してはならない。」とあるが、ただし、5号において「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがない場合」には認められている。この「本人の権利利益を不当に害するおそれ」があるのかは実施機関が判断するのか。</p>
事務局	<p>最終的な判断は実施機関の判断になるが、審議会の意見を尊重して決定することになる。</p>
会長	<p>議案により判断することもありうるが、今回の審議については未成年者について基本的に公開すべきか否か、ということによいか。</p>
総務課	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>未成年者に係る議案というのは、過去なかったのか。</p>
総務課	<p>今までにはなかった。</p>
委員	<p>運用のルールはあるのか。</p>
総務課	<p>運用のルールは特に定めていないが、議案担当者が責任をもって執り行う。</p>
会長	<p>答申に拘束されるわけではないのか。</p>
事務局	<p>強制力はないが、基本的には答申を尊重し判断することになる。余程のことがない限りは答申のとおりになると思われる。</p>
副会長	<p>報道機関が未成年者の個人情報を報道することはないのか。</p>
総務課	<p>ケースバイケースである。</p> <p>裁判所で確認をすればわかることではあるが、未成年者の情報であれば報</p>

委員	<p>道機関も慎重になると思われる。</p> <p>未成年者の個人情報保護は保護されるべきだが、市として説明責任はあるので、名前は伏せるなどの対策はして事実公表されるべきだと考える。</p>
委員	<p>名前を伏せるなど、個人を特定できないようにするのであれば、個人情報の保護として十分ではないかと考える。</p>
会長	<p>その他、意見等あるか。</p> <p>(なし)</p>
委員長	<p>他に意見がなければ審議事項について意見をまとめる。議案には未成年者の個人情報を記載すべきではないという意見が大半であったが、本諮問に対する答申はそのように示してよいか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p> <p>それではそのように決定する。</p> <p>また、本諮問に対する答申については、審議・検討すべきことは終了したため、答申の作成のためだけに次回の審議会を開く必要性は低いと考える。</p> <p>そこで、正副会長及び事務局で答申案を作成し、その案を他の委員に確認していただき、意見がある場合には、その意見を基に案を確定させる。</p> <p>いただいた意見については、再度審議が必要と思われる内容があれば改めて審議会を開催し、審議いただくこととし、軽微な内容であれば正副会長に一任いただき、その修正をもって市長への答申としたいと考えるがどうか。</p>
委員長	<p>(異議なし)</p> <p>それではそのように決定する。</p> <p>審議事項については以上とする。</p>